

あきたパートナーシップ宣誓証明の手引き



©2015秋田県んだッチ

令和4年3月

(令和8年4月改訂)

秋田県

目次

1	制度の趣旨	1
2	宣誓ができる人	1
3	宣誓に必要な書類	2
4	手続の流れ	2
5	証明書等の交付・再交付	5
6	通称の使用	5
7	返還	6
8	自治体間連携による継続手続	6
9	個人情報の取扱いに関する相談先	7
10	Q & A	
①	性的少数者とは何ですか	7
②	婚姻とパートナーシップ宣誓証明制度の違いは何ですか	7
③	パートナーシップ関係にある旨の宣誓は、 同性同士でなければできないのですか	7
④	なぜ転入予定でも宣誓できるのですか	8
⑤	同居している必要はありますか	8
⑥	証明書等の交付に当たってお金はかかりますか	8
⑦	土曜日・日曜日にも宣誓や証明書の受領はできますか	8
⑧	申請から交付まで、どれくらいの時間がかかりますか	8
⑨	プライバシーは守られますか	8
⑩	アウトティングがあった場合は、どこに相談すればいいですか	9
⑪	通称は使用できますか	9
⑫	証明書等の交付はどこで受けられますか	9
⑬	証明書はどんなことに使えますか	9
⑭	有効期限はありますか	9
⑮	県外に転出するときはどうすればいいですか	9
⑯	なりすましや偽造等の悪用はされませんか	10



1 制度の趣旨

秋田県では、令和4年4月に施行された「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」に基づき、あらゆる差別の解消を図り、全ての県民が個性を尊重し合いながら、多様な文化及び価値観を受け入れ、互いに支え合う社会の形成を目指して、多様性に満ちた社会づくりに関する施策を総合的に推進しています。

この施策の一つとして、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない方や性自認（自己の性別についての認識）が出生時に決定された性別と異なる方が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係を県が証明する制度を導入しました。

この制度による証明は、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務は発生するものではないため、相続や税の控除などの法律上の効果はありませんが、お二人の意思を尊重するとともに、自分らしく生きることができるとともに、社会の実現に向けた取組になります。

2 宣誓ができる人

宣誓ができる方は、以下の（１）～（６）の全てに該当する方です。

- （１）いずれか一方又は双方が性的少数者であること。
- （２）成年に達していること。
- （３）いずれか一方が、県内に住所を有していること又は３か月以内に県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
- （４）配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- （５）パートナー以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- （６）宣誓に係る当事者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。

〔参考：婚姻することができない関係〕

- ・直系血族（親、子、祖父母、孫）
- ・三親等内の傍系血族（兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪）
- ・直系姻族（（元）配偶者の親・子・祖父母・孫、直系血族の（元）配偶者。離婚した場合であっても該当します。）

3 宣誓に必要な書類

宣誓の際は、次に掲げる書類が必要になります。

(1) ご提出いただく書類

- ① あきたパートナーシップ宣誓書（様式第1号）
- ② あきたパートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号）
- ③ 申請者お二人の住民票の写し
- ④ 申請者お二人の独身証明書又は戸籍抄本

※ ①の宣誓書と②び確認書の署名欄は、お二人がそれぞれ自署してください。その他の項目は、Wordファイルへの入力により記載して構いません。

※ ③と④は、①の宣誓書の提出日前3か月以内に発行されたものに限りです。

※ 自治体間連携による継続手続の場合にご提出いただく書類については、後掲の「8 自治体間連携による継続手続」の項をご覧ください。

※ 各様式は、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」からダウンロードできます。また、後掲の「4 手続の流れ」の（1）に掲載の受付窓口までご連絡いただければ郵送もします。

「美の国あきたネット」の掲載先

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63250>



- ・検索エンジンからキーワード「秋田県 63250」で検索
- ・「美の国あきたネット」トップページ上部の検索ボックスに「63250」（半角）と入力し、検索ボタンを押下
- ・右上のQRコードからアクセス（※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

(2) 本人確認の際に必要な書類

以下のうち、いずれか1つをご準備ください。

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・旅券（パスポート）
- ・運転免許証

・その他、官公署が発行した資格証明書等であって、顔写真が添付されたもの
上記のいずれもお持ちでない場合は、以下のうちいずれか2つをご準備ください。

- ・個人番号通知カード
- ・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証
- ・共済組合員証
- ・国民年金手帳、年金手帳又は基礎年金番号通知書

(3) 本人確認の際に必要な書類（通称を使用する場合のみ）

- ・日常生活においてその通称を使用していることが確認できる書類（社員証や郵便物等）

4 手続の流れ

提出書類を郵送又は持参により提出していただき、本人確認をしてからパートナーシップ宣誓書受領証明書及びあきたパートナーシップ宣誓書の写し（以下「証明書等」という。）を交付します。

（交付までの大まかな流れ）



※ 提出から交付までおおむね5日程度（土日祝日・年末年始を除く。）を要します。

(1) 提出書類の提出

前掲の「3 宣誓に必要な書類」の「(1) ご提出いただく書類」に掲げる書類①～④を、郵送又は持参により次ページ記載の受付窓口まで提出してください。

〔提出の方法〕

- ・ 郵送する場合は、下記の受付窓口宛てに送付してください。
- ・ 持参する場合は、事前に電子メール又は電話で下記の受付窓口にご連絡ください。プライバシーに配慮し、来庁していただく日時・場所を調整します。
(庁舎内で個室スペースを用意します。)

〔受付窓口〕

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県人口戦略部男女共同参画推進課
パートナーシップ宣誓証明制度 担当
電子メールアドレス：persons@pref.akita.lg.jp
電話番号：018-860-1555

(2) 提出書類の確認

提出書類を受付後、その内容確認を行います。

(3) 本人確認を行う日等の調整

郵送により提出書類が提出された場合は、本人確認を行う日時、方法等を調整するため、担当者から「あきたパートナーシップ宣誓に関する確認書(様式第2号)」に記載された電子メールアドレス(電子メールアドレスの記載がないときは電話番号)にご連絡します。

(4) 本人確認

① 県庁舎において対面で本人確認を行う場合

事前に調整した日時・場所に、前掲の「3 宣誓に必要な書類」の「(2) 本人確認の際に必要な書類」をご持参の上、お二人でお越しください。

② オンラインにより本人確認を行う場合

事前に、利用するアプリ、接続方法等を電子メールでご連絡します。

当日は、前掲の「3 宣誓に必要な書類」の「(2) 本人確認の際に必要な書類」をご準備の上、お二人同時に会話ができるようにパソコン、スマートフォンなどを接続してください。画面越しに、準備いただいた書類により本人確認を行います。

(5) 証明書等の交付


本人確認が完了した後、証明書等を交付します。証明書等の受領方法は、次のいずれかを選ぶことができます。(様式第2号で選択)

- ① 県庁舎において証明書等を受け取る。
- ② 郵送により証明書等を受け取る。

5 証明書等の交付・再交付

本人確認をした後に、お二人それぞれに次の証明書等を交付します。
(宣誓した1組に対し、それぞれ2部ずつ交付します)。

- ① 県の収受印を押したあきたパートナーシップ宣誓書の写し
(自治体間連携による継続手続の場合は、あきたパートナーシップ宣誓に関する継続申告書の写し)
- ② パートナーシップ宣誓書受領証明書

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">あきたパートナーシップ宣誓書受領証明書</p> <p>あきたパートナーシップ宣誓証明制度実施要綱の規定に基づき、お二人がパートナーシップ関係の宣誓をされたことを証します。</p> <p style="text-align: center;">様 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">秋田県知事 ○○ ○○</p> 	<p>この証明書は、お二人が人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを秋田県が証明するものです。この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><small>問い合わせ先：秋田県人口総務課男女共同参画推進課 018-860-1555</small></p> <p style="text-align: center;">様 様</p> <p style="text-align: center;"><small>※通称を使用している場合は、戸籍上の氏名を記載</small></p> <p>特記事項</p>
---	--

提出書類に不備がなく、速やかに本人確認ができる場合は、受付後5日(土日祝日・年末年始を除く。)程度を目処に交付します。郵送による受領の場合は、郵送に要する日数が加算されます。

提出書類を提出した時点で双方が県内に住所を有さず、3か月以内に転入を予定している方については、転入予定者受付票を交付しますので、県内に転入した後に、転入予定者受付票と住民票の写しをご提出ください。引き換えに、上記①②の証明書等を交付します。3か月を過ぎても県内への転入が確認できない場合の申請は無効となります。

受領証明書を紛失・毀損^きした場合は、再交付を申請することができます(様式第5号をご提出ください。)。この場合も「4 手続の流れ」の(3)及び(4)と同様に本人確認を行います。

6 通称の使用

性別違和(自己の身体の性別に違和感を持つこと)など、特に理由があると認められる場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称を使用することができます。この場合には、パートナーシップ宣誓書受領証明書の表面に通称を、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

7 返還

次の場合は、あきたパートナーシップ宣誓書の写し及びパートナーシップ宣誓書受領証明書を県に返還してください。

- ① パートナーシップ関係が解消されたとき。
- ② パートナーが死亡したとき。
- ③ 不正利用・偽造・変造した場合
- ④ 虚偽申請した場合
- ⑤ 前掲の「2 宣誓ができる人」の（3）に該当しなくなった場合（お二人が一時的に県外・国外に転出する場合を除きます。）又は（4）～（6）のいずれかに該当しなくなった場合

※ お二人とも県外に転出する場合で、転出先が次の「8 自治体間連携による継続手続」に記載する連携自治体であり、当該自治体でパートナーシップ制度による証明書等の交付を受けようとするときは、その手続の際に当該自治体へ秋田県が交付した証明書を提出（返還）してください。

8 自治体間連携による継続手続

連携自治体のパートナーシップ制度を利用されている方が新たな住所を県内に定め、あきたパートナーシップ宣誓証明制度を利用しようとする場合は、独身証明書又は戸籍抄本の提出を省略することができるなど一部簡素化された手続によることができます。

※ 連携自治体は、「美の国あきたネット」掲載の一覧で確認してください。
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63250>)

（1）ご提出いただく書類

- ① あきたパートナーシップ宣誓に関する継続申告書（様式第7号）
- ② 申請者お二人の住民票の写し
- ③ 連携自治体から交付された受領証明書

※ ①の申告書の署名、②の住民票の発行日は、3の項の（1）に準じます。

（2）交付までの手続

本人確認をした後に、証明書等を交付します。

書類の提出方法、本人確認の際に必要な書類、本人確認の方法、証明書等の交付等については、通常の手続と同様ですので、2の項から7の項までを参照してください。

9 個人情報の取扱いに関する相談先

本制度の利用に関して個人情報の漏洩があったなど、個人情報の取扱いについて相談したいことがある場合は、個人情報の取扱者に応じて、それぞれ次の窓口にご相談ください。

- ・ 県の場合 : 秋田県総務部行政経営課文書法務室
 TEL 018-860-4091 FAX 018-860-1072
 (受付は平日の午前8時30分から午後5時15分まで)
- ・ 市町村の場合 : 各市町村の個人情報相談窓口
- ・ 民間事業者等の場合: 個人情報保護法相談ダイヤル (個人情報保護委員会)
 TEL 03-6457-9849
 (受付は平日の午前9時30分から午後5時30分まで)

10 Q&A

(制度関係)

① 性的少数者とは何ですか

性的少数者とは、レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (体の性と心の性が一致しない人) 等、性的指向が必ずしも異性愛のみではない方や性自認が出生時に決定された性別と異なる方のことをいいます。

② 婚姻とパートナーシップ宣誓証明制度の違いは何ですか

婚姻は法律行為であり、法に定める婚姻を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、本制度は、秋田県の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

③ パートナーシップ関係にある旨の宣誓は、同性同士でなければならないのですか

一方又は双方が性的少数者で、前掲の「2 宣誓ができる人」の要件を満たしていれば、異性であっても宣誓することができます。

(要件関係)

④ なぜ転入予定でも宣誓できるのですか

秋田県内へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

⑤ 同居している必要はありますか

必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力しあうことを約束した関係である必要があります。

(宣誓手続関係)

⑥ 証明書等の交付に当たってお金はかかりますか

本制度による証明書等の交付手続に費用はかかりません。ただし、前掲の「3 宣誓に必要な書類」の入手に係る手数料や受付窓口までの交通費、オンラインによる本人確認のために必要な機器及び通信に係る費用は自己負担となります。

⑦ 土曜日・日曜日にも宣誓や証明書の受領はできますか

提出書類の受付窓口への持参による提出、本人確認、証明書等の交付は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始にはできません。これらの日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとなっています。

⑧ 申請から交付まで、どれくらいの時間がかかりますか

提出書類を受付窓口で受け付けた日から5日後（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）を目処とします。なお、提出書類の提出や証明書等の交付を郵送とする場合には、このほかに郵送に要する日数がかかります。

⑨ プライバシーは守られますか

担当の県職員は、住民票や戸籍抄本等に記載されている個人情報を取り扱い、また、本人確認を行う際にマイナンバーカードなどの顔写真付き身分証明書等の提示を求めますが、個人情報の保護に関する法律で個人情報の漏えい等が禁止されているほか、地方公務員法で守秘義務が課されており、個人情報の保護を徹底します。

また、宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、県庁舎での提出書類の

受付や本人確認、証明書等の交付は、庁舎内の個室スペースで行います。

証明書等の交付を郵送とする場合には、封筒に内容物に関する記載をせず、一般書留郵便により本人限定受取とします。

⑩ アウティングがあった場合は、どこに相談すればいいですか

個人情報の取扱いに関する相談窓口を前掲の「9 個人情報の取扱いに関する相談先」に記載していますので、そちらの窓口へご相談ください。

⑪ 通称は使用できますか

性別に違和感があるなどの理由により日常生活において通称を使用しているときは、その通称を本制度においても使用することができます。本人確認の際に、日常生活においてその通称を使用していることがわかる書類（社員証や郵便物等）により確認しますので、ご用意ください。

⑫ 証明書等の交付はどこで受けられますか

県庁舎での交付と郵送による交付があり、どちらかを選ぶことができます。県庁舎で交付する場合は、プライバシーに配慮して、庁舎内の個室スペースで行います。

(証明書関係)

⑬ 証明書はどんなことに使えますか

公営住宅の入居の申し込みや公立病院における面会等のほか、あきた結婚応援パスポートの申請に利用できます。別に掲示するあきたパートナーシップ宣誓証明制度で利用できるサービス一覧をご確認ください。利用可能なサービスの情報については、随時、秋田県のウェブサイトにて更新していく予定です。

⑭ 有効期限はありますか

有効期限はありません。

⑮ 県外に転出するときはどうすればいいですか

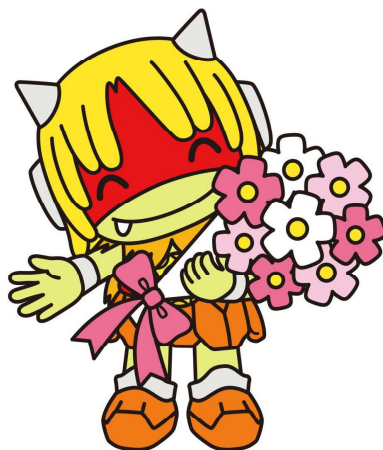
一方又は双方が県外へ転出することで、双方とも県内に住所を有しないこととなるときは、証明書等を添付の上、あきたパートナーシップ宣誓書受領証明書等返還届（様式第6号）を県に提出してください。ただし、転勤又は親族の疾病その他の

やむを得ない事情により、一時的に県外で生活する場合を除きます。

なお、転出先が連携自治体で、当該自治体からパートナーシップ制度による証明書等の交付を受けようとする場合は、その手続の際に当該自治体へ秋田県が交付した証明書を提出（返還）することになります。

⑩ なりすましや偽造等の悪用はされませんか

県が証明書を交付する際には、住民票の写しや独身証明書のほか、マイナンバーカードなどの顔写真付きの身分証明書等により本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。なお、証明書等を不正に利用したことが判明したとき（偽造等も含む。）は、証明書等を返還していただきます。



©2015秋田県んだッチ